

2023年度

事業報告

自 2023年4月1日
至 2024年3月31日

一般財団法人 国際法学会

I. 国際法学会の現況に関する事項

(1) 事業概況

2022年度第7回（通算第60回）理事会（臨時）で審議された一般財団法人国際法学会定款第4条各号に基づく2023年度事業計画（2023年4月1日～2024年3月31日）は、以下の通りであった。

第1号 国際公法及び国際私法ならびに国際政治・外交史に関する諸問題の調査研究

1. 第4号に該当する研究大会における調査研究項目
2. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第5条2項に基づく研究情報入手及び整理の事業（国際関係法情報の更新）
3. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第5条3項に基づく国際法に関する国際判例及び日本の国内裁判所における国際法判例の研究ならびに研究教育に資する情報発信の事業
4. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第8条3項に基づくエキスパートコメント委員会の事業

第2号 当法人と目的を同じくする内外諸団体との連絡

1. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第7条2項に基づく国際交流活動
4学会（ANZSIL, ASIL, CCIL, JSIL）交流の2023年度活動
日韓交流の2023年度活動
米国国際法学会に関連する2023年度活動
その他の国際交流に関する2023年度活動
2. 日本弁護士連合会その他団体との今後の協力事業

第3号 雑誌及び刊行物の発行

1. 機関誌『国際法外交雑誌』年4回 発行
(1) 第122巻 第1号 2023年5月 発行予定
(2) 同 第2号 2023年8月 発行予定
(3) 同 第3号 2023年11月 発行予定
(4) 同 第4号 2024年1月 発行予定

第4号 研究会、講演会及び講習会の開催

1. 年次研究大会（第126年次）
2023年9月4日（月）・5日（火）・6日（水）
朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター

第5号 その他理事会において必要と認める事業

1. 小田滋賞の2023年度事業
2. 国際法模擬裁判アジアカップ2023の主催、ジェサップ国際法模擬裁判への協力
3. 国際法学会市民講座

新型コロナウイルス感染症の影響を脱しつつあった2023年度においては、定款第3条に定める当法人の目的に沿い、かつ定款第4条各号に従って決定した上記2023年度事業計画は、概ね予定通り実施することができた。

ウクライナ情勢、イスラエル・パレスチナ情勢をはじめとして、国際環境が目まぐるしく変化するなかで、国際関係法の諸分野に関する研究及び教育に対する社会からの要請もますます多様化し、高度化してきていることに変化はない。国際法学会は、国際公法、国際私法及び外交の理論及び実際を研究し、それによって、国際平和の維持及び国際正義の確立に貢献するという目的を実現するために、当初の事業計画の実施に最大限の努力を行った。

以下上記各号に沿って立てられた事業の報告ならびに、一般財団法人国際法学会認可以降の定款に基づく組織整備の状況について報告する（文中の人名については敬称略）。

（2）主要な事業内容

1) 第4条第1号に基づく事業

1. 第4号に該当する研究大会における調査研究項目については、第4条第4号に基づく事業の項目を参照されたい。研究の準備のための関連委員会及び研究大会報告者等による調査研究活動がこれに該当する。

2. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第5条2項に基づく研究情報入手及び整理の事業（国際関係法情報の更新と国際法協会との調整）に関連して、研究振興委員会は、2023年度の主な活動として、①主要文献目録の作成及び学会HPでの公開作業、並びに②「国際関係リンク集」の整備作業を行った。

①については、2022年に公表された文献の目録作成作業を行い、学会HP上にて公開した。また、2023年に公表された文献の目録作成作業に着手し、次年度の早い時期に学会HP上で公開する予定で作業を進めている。主要文献目録において提供すべき文献情報の対象・範囲及び取り纏め方法については、基本的に従来例に倣うこととした。外国語文献についても、2015年度に明確化した収録指針・基準に従い、本学会会員から研究振興委員会宛てに自己申告・情報提供されたもののみを収録することとし、情報提供方法・期限と合わせて、学会HPにおいて周知を図った。

②については、国際法、国際私法、国際政治・外交史に関心を持つ一般公衆もそれぞれの関心に応じた情報を簡便に取得できるように、ポータルサイトを整備し、各分野における基

本情報と資料の収集に有益なインターネットサイトの選別収集を行い、利用しやすい形でまとめて公開し、必要に応じて随時情報を更新している。特に専門家以外の利用者の便宜を考慮し、問題領域（テーマ）毎に「ガイド」として概括的な説明を付すとともに、各リンク先にカーソルをあてた際に、リンク先の内容に関する紹介メッセージを表示し、予めその内容及び意義が利用者に伝わるように工夫している。2023年度においても、これらのポータルサイトを整備し、必要に応じて情報を更新した。

3. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第5条2項に基づき、判例研究委員会は、「国際法に関する国際判例及び日本の国内裁判所における国際法判例を研究し、国際法判例に関する研究教育に資する情報発信」を行うため、2022年4月1日に発足した。2023年度に関しては、同委員会において国際判例を扱う国際判例部は、国際司法裁判所の近時の判例を研究し、国際法外交雑誌第122巻1号に「カリブ海における主権的権利および海域侵害の申立て事件（ニカラグア対コロンビア）（先決的抗弁判決・2016年3月17日）（反訴命令・2017年11月15日）（本案判決・2022年4月21日）」（岩月直樹担当）、122巻2号に「1965年のチャゴス諸島分離の法的帰結（勧告的意見・2019年2月25日）」（西元宏治担当）、122巻3号に「オイル・プラットフォーム事件（イラン対米国）（判決・2003年11月6日）」（田中佐代子担当）、「コソボについての一方的独立宣言の国際法との適合性（勧告的意見・2010年7月22日）」（藤澤巖担当）、「ディアロ事件（ギニア共和国対コンゴ民主共和国）（本案判決（2010年11月30日）・賠償判決（2012年6月19日）」（開出雄介担当）、122巻4号に「南極海捕鯨事件（豪州対日本：ニュージーランド訴訟参加）（命令・2013年2月6日）（判決・2014年3月31日）（堀口健夫担当）を発表した。日本国内判例を扱う国内判例部は対象判例の選定作業を行った。

4. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第8条3項に基づき、エキスパート・コメント委員会は、「国際関係法について生起するさまざまな問題についての社会のニーズに応じて、適切な解説などの情報を提供する」ことを旨として設置された。具体的には、社会一般にも関心をもたれうる問題について学会の関心分野から専門的コメントを作成し、ホームページ上で公表をすすめていく「エキスパート・コメント」に関する事業を担当している。今期の委員会もまた、これまでの委員会が作成した基本方針をもとに、その事業を発展させるために活動した。

2023年度は、以下7件の「エキスパート・コメント」を学会ホームページに掲載した。

①対ロシア制裁をめぐる国際法上の論点〔山田卓平・2023年5月5日〕

②武力紛争時における環境保護〔権南希・2023年5月29日〕

③国際法における捕虜：ロシア・ウクライナ戦争をめぐる〔保井健呉・2023年6月22日〕

④ウクライナ情勢に関するロシアの拒否権行使の合法性〔瀬岡直・2024年1月18日〕

⑤「貿易と労働」の最前線〔秋山公平・2024年3月7日〕

⑥BBNJ協定採択の意義と課題〔本田悠介・2024年3月30日〕

⑦原発処理水の海洋放出開始：海洋環境保護の観点から〔鳥谷部 壤・2024年3月30日〕

2) 第4条第2号に基づく事業

1. 国際交流活動 国際交流活動は国際交流委員会が担当している。2023年度は、4学会（ANZSIL, ASIL, CCIL, JSIL）交流の当年度活動、および日韓交流の当年度活動を行った。

① 4学会国際会議関係の事業

4学会国際会議は、カナダ国際法学会、アメリカ国際法学会、オーストラリア・ニュージーランド国際法学会、日本国際法学会の4学会共催で開催されている。2006年6月に第1回会議がニュージーランドのウェリントンで開催されて以来、2年ごとにいずれかの学会がホストとなり開催されてきており、前回第7回会議は2018年6月に東京で開催され、第8回会議は、アメリカ国際法学会の主催により「国家管轄権を超えて（Beyond National Jurisdiction）」を統一テーマとして、2020年6月に University of California, Berkeley School of Law で開催される予定であった。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大とこれに伴う各国の出入国規制を考慮して2年間にわたり開催が延期され、最終的に2022年8月15日及び16日（米国西部時間、日本時間では8月16日及び17日）にオンラインで開催された。

2023年度は、同会合の報告内容の公表のため活動した。本学会において2019度に選考され2022年に行われた報告から、佐俣紀仁（武蔵野大学）、瀬田真（早稲田大学）、波多野綾子（国連人権高等弁務官事務所）の論稿が、Australian Year Book of International Law の41巻に掲載された。

② 大韓国際法学会関係の事業

2016年度に締結された大韓国際法学会との了解覚書（MOU）をふまえ、2019年度に本学会研究大会に、大韓国際法学会会長及び同学会からの報告者2名、計3名を招聘した。また、同研究大会に際して、本学会の代表理事と大韓国際法学会会長との会合もたれ、両学会の継続的な学術交流の推進が確認された。2022年度も前年度、前々年度と同様に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い両学会間の学術交流事業は停止されたが、2022年秋より大韓国際法学会執行部との交流再開に向けた交渉を開始し、2023年度秋の大韓国際法学会研究大会（創設70周年記念大会）において、尾崎久仁子（中央大学）と小栗寛史（岡山大学）が報告し、学会を代表して植木俊哉代表理事も参加した。

2. 日本弁護士連合会その他団体との今後の協力事業 日本弁護士連合会との協力事業及び当法人と目的を同じくする日本の諸団体との連携等においては、アウトリーチ委員会が関連事業を担当している。アウトリーチ委員会は、①一般市民に国際法への理解と関心を深めてもらうために、国際法学会主催の市民講座を実施する、②日弁連主催のセミナーへの後援

を行う等、日弁連との提携をすすめる、③外務省主催、日弁連・国際法学会共催の「東京国際法セミナー」を実施することを計画した。

①に関しては、第6回市民講座を2023年11月11日（土）午後2時から4時までZoom Webinarによるオンライン形式で、「安全保障と国際法」をテーマとして開催した。講演者と講演題目は次の通り。佐藤哲夫・広島市立大学教授「国際連合と安全保障—集団安全保障制度の理論、実際と課題」〔基調講演〕、山田卓平・龍谷大学教授「対ロシア制裁をめぐる国際法上の論点」、中谷和弘・東京大学教授「国際法から見たエネルギー安全保障及び食料安全保障—ロシアのウクライナ侵略以降の状況に照らしつつ」、瀨本正太郎・京都大学教授「投資と安全保障」、宍戸一樹・瓜生糸賀法律事務所弁護士「契約と安全保障」。参加者は約90名であった。

②に関しては、2023年9月16日に東京都千代田区霞が関の弁護士会館で開催され、同時にZoomウェビナーによる配信も行われた日弁連主催「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」への後援を行った。「国際法の実務」への講演者に齋藤デビッド宥雅会員（国際刑事裁判所第一審裁判部付法務官補）を推薦し、同会員が講演した。

③外務省が主催し、国際法学会と日弁連が共催する「東京国際法セミナー」については、2023年8月21日から24日までの日程で、東京都渋谷区の国連大学を会場に実施した。内外の講師を招聘し、アジア・アフリカ諸国の行政官を含む約50名の参加者があった。

3) 第4条第3号に基づく事業

一般財団法人国際法学会は、2022年度第7回（通算第60回）理事会（臨時）において、国際法外交雑誌第122巻の第1号を2023年5月に、第2号を2023年8月に、第3号を2023年11月に、そして第4号を2024年1月に、それぞれ印刷・発行することを決定した。

上記編集方針に基づき、雑誌編集委員会は、2023年5月に第122巻第1号（総頁数144頁）を発行した。同号には、中谷和弘（東京大学）、吉田靖之（高岡法科大学）、石井由梨佳（防衛大学校）、草野大希（埼玉大学）による論説4本、判例研究1本及び紹介3本が掲載された。

続いて、2023年8月に第122巻第2号（総頁数118頁）を発行した。同号には、西平等（関西大学）、杉木志帆（香川大学）による論説2本、藤本晃嗣による研究ノート1本、判例研究1本及び会報が掲載された。

さらに2023年11月に第122巻第3号（総頁数244頁）を発行した。同号には、横溝大（名古屋大学）、加藤紫帆（東京大学）、都留康子（上智大学）による論説3本、瀧麻依子（神奈川大学）、大高準一郎（在オーストリア日本大使館）による研究ノート2本、判例研究3本、紹介4本及び会報が掲載された。

第122巻の最終号として、2024年1月に第122巻第4号（総頁数206頁）を発行した。同号には、浅田正彦（同志社大学）、森田章夫（法政大学）、今田克彦（防衛省）、新倉圭一

郎（東京都立大学）による論説 4 本、判例研究 1 本、資料 1 本、紹介 4 本、会報及び総目次が掲載された。

この結果、国際法外交雑誌第 122 巻は、論説 13 本、研究ノート 3 本、判例研究 6 本、資料 1 本、紹介 11 本、会報及び総目次という構成となり、総頁数は 712 頁となった。

4) 第 4 条第 4 号に基づく事業

1. 国際法学会 2023 年度（第 126 年次）研究大会は、2023 年 9 月 4 日（月）・5 日（火）・6 日（水）に、朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンターにおいて開催され、274 名の参加者を得た（参加登録者は 280 名）。

第 1 日は、午後から、関西大学教授・西平等の座長の下「国際法に『違反』するとはどういうことか」をテーマに、東京大学教授・森肇志、早稲田大学教授・福永有夏、岡山大学教授・李楨之、早稲田大学教授・郭舜の報告及び質疑応答が行われた。

第 2 日午前は、「国家管轄権論における『違反』とは」をテーマに、東京大学教授・中谷和弘の座長の下、早稲田大学教授・古谷修一、関西学院大学教授・吉村祥子、中央大学教授・小島千枝の報告及び質疑応答が行われた。

第 2 日午後は、同一時間帯に 3 つの分科会が設定された。第 1 分科会として、名古屋大学教授・内記香子の座長の下、「『違反』の効果」をテーマに、上智大学教授・森下哲朗、明治学院大学准教授・申美穂、日本海事センター上席研究員・中村秀之、名古屋大学教授・山田高敬の報告・討論及び質疑応答が行われた。第 2 分科会として、東京大学教授・西村弓の座長の下、「『違反』を回避する法は機能するか」をテーマに、大阪学院大学教授・繁田泰宏、東海大学教授・小川裕子、関西学院大学教授・望月康恵、京都大学教授・玉田大の報告、同志社大学教授・高杉直のコメント及び質疑応答が行われた。第 3 分科会では、大阪学院大学教授・真山全の座長の下、「国際刑事法における『違反』」をテーマに、岐阜大学教授・坂本一也、金沢大学教授・稲角光恵、国際刑事裁判所法務官・齋藤デビッド宥雅、南山大学教授・洪恵子の報告・討論及び質疑応答が行われた。

第 3 日午前は、同一時間帯に 3 つの分科会が設定され、公募個別報告が行われた。第 1 分科会では、中央大学教授・西海真樹の座長の下、法政大学教授・田中佐代子、西南学院大学准教授・根岸陽太の報告及び質疑応答、東北大学教授・西本健太郎の座長の下、神戸大学准教授・本田悠介の報告及び質疑応答がそれぞれ行われた。第 2 分科会では、京都大学教授・西谷祐子の座長の下、中央大学教授・檜崎みどりの報告及び質疑応答、東京大学教授・寺谷広司の座長の下、神戸大学准教授・岡田陽平、早稲田大学講師・吉田暁永の報告及び質疑応答がそれぞれ行われた。第 3 分科会では、大阪公立大学教授・桐山孝信の座長の下、ソウル大学先任研究員・三浦大樹の報告及び質疑応答、法政大学教授・森田章夫の座長の下、宮崎公立大学准教授・田村恵理子、日本原子力研究開発機構研究員・福井康人の報告及び質疑応答がそれぞれ行われた。

第 3 日午後は、同一時間帯に 2 つの分科会が設定され、公募パネル報告が行われた。第 1

分科会では、「日本の国家実行が国際法に与えた影響」をテーマに、東京外国語大学准教授・石橋可奈美が企画責任者となり、名古屋大学教授・小畑郁の座長の下、東京外国語大学准教授・石橋可奈美、京都女子大学教授・前田直子、名古屋大学教授・水島朋則、一橋大学教授・竹村仁美の報告及び国際教養大学教授・豊田哲也のコメント、並びに質疑応答が行われた。第2分科会では、「ロシア・ウクライナ戦争における戦争犯罪のウクライナによる国内的処罰——その意義と課題」をテーマに、同志社大学教授・新井京が企画責任者となり、中央大学教授・尾崎久仁子の座長の下、中京大学専任講師・保井健呉、帝京大学助教・久保田隆、信州大学准教授・横濱和弥、中央大学教授・尾崎久仁子、神奈川大学非常勤講師・中澤祐香の報告及び質疑応答が行われた。2023年度（第126年次）研究大会の報告及び質疑討論の要旨は、国際法外交雑誌第122巻第3号182頁以下に掲載されている。

9月5日には会員総会が開催され、2024年度（第127年次）研究大会については、福岡国際会議場で2024年9月2日（月）、3日（火）、4日（水）の3日間開催することが報告された。

5) 第4条第5号に基づく事業

1. 小田滋賞

一般財団法人国際法学会は、国際法、国際私法、国際政治・外交史の分野における研究を普及すること、特に将来を担う若手研究者の育成を促進することを目的として「小田滋賞」を設け、上記分野における優秀な論文を顕彰する事業を行っている。当該事業は、国際関係法教育委員会が担当している。応募論文の審査は、予備審査と本審査から成り、前者については国際関係法教育委員会が当面これを担当し、後者については代表理事からの委嘱を受けた3名の会員から構成する選考委員会がこれを担当する。

今年度は、第10回の募集に12編の応募があり、選考委員会による厳正な審査を踏まえ、2023年5月21日開催の第61回理事会において受賞者（優秀賞2名、奨励賞1名）を決定した。これを受けて、同年9月5日、新潟の研究大会会場において授賞式を行った。

引き続き、国際関係法委員会では、第11回小田滋賞に関する事業を行った。広報活動として、国際法学会のウェブサイト上に公募の文面を公開した。公募論文の応募は2024年2月末を締め切りとして、3月に予備審査を行った。その後、4月初めに予備審査結果を確定し、同月には選考委員会が本審査、5月の理事会で受賞論文を決定し、9月の研究大会時に授賞式を行う予定である。

2. 若手研究者育成事業

国際法学会の将来を担う優秀な若手研究者の育成を図ることは、学会にとって非常に重要な課題の1つであり、若手研究者育成委員会は中長期的視点に立って国際関係法の魅力を若い世代に伝えるための事業に継続的に取り組んでいる。本委員会では、本年度も外務省との協力の下で「2023年アジアカップ国際法模擬裁判」を開催するとともに、「2024年ジ

ェサップ国際法模擬裁判日本国内予選」への協力を中心に活動を行った。

まず、外務省国際法局国際法課との共催により2023年8月22日(火)～23日(水)において「2023年アジアカップ国際法模擬裁判」の企画・運営等を行った。4年ぶりの対面開催となった本年の大会では、アジアの18か国・55大学が参加登録し、書面の予備審査に基づいて14か国・15大学が東京での弁論大会に参加した。この間、若手研究者育成委員会では、外務省国際法局国際法課との綿密な連携の下で本大会の企画及び運営に当たり、若手研究者育成委員会の委員を中心に国際法学会の多くの会員が大会の書面審査を行うとともに弁論裁判官を務めた。決勝法廷では、国際法学会の植木俊哉代表理事が裁判長を務め、バングラデシュの University of Dhaka が優勝し、カンボジアの National University of Management が準優勝となった。アジアカップ国際法模擬裁判は、アジア各国で高い評価を得て定着しつつあり、日本の国際法学会と日本政府(外務省)が協力してこのような大会を運営し継続して成功を収めていることは、本学会の社会貢献・国際貢献としても大きな意義を有するものと考えられる。

また、2024年2月16日(金)～18日(日)の3日間、京都大学において「2024年ジェサップ国際法模擬裁判日本国内予選」が開催された。同大会においても、国際法学会の植木俊哉代表理事が決勝法廷の裁判長を務めたほか、若手研究者育成委員会の委員を含む多くの国際法学会会員が書面裁判官及び弁論裁判官を務め、同大会の運営に大きく貢献した。

以上のような国際法に関する模擬裁判大会は、学生が日頃大学や大学院で学ぶ国際関係法が実際の国際裁判の場でどのように活用されるのかを体感する貴重な機会となるものであり、国際関係法に関する学生の関心をさらに一層高めることを通じて優秀な若手研究者層を拡大するための有効な方法と考えられる。

3. ホームページ委員会および会員委員会の事業

2022(令和4)年度のホームページ委員会は、前年度に引き続き、①学会のホームページの維持、日常的更新に加えて、②学会からの発信強化を事業計画の柱とした。①については、掲載方針など必要に応じて関連委員会と協議をしながら、学会のホームページの日常的な運営と更新を行った。その際には、前期委員会の方針を踏襲して、委員会内での掲載作業分担を明確にし、依頼から掲載までスムーズに作業を行えるようにした。また、新規ホームページ移行(2018(平成30)年)後のセキュリティの強化についても、継続的に検討・対応を行っている。②については、国際法学会に関する有益な情報を会員および国内の一般向けに発信するほか、海外向けの情報発信も重要である。しかし、英語のホームページの内容はまだ十分ではないため、来年度も徐々にコンテンツを充実させていく予定である。

会員委員会では、2023年10月にニューズレター第7号、2024年3月にニューズレター第8号を発行した。第7号では、2023年度(第126年次)研究大会の概要の他、第10回「小田滋賞」の選考結果および授賞式の模様、受賞者の言葉を掲載した。その他、アウトリーチ委員会による市民講座の告知および東京国際法セミナーの報告、エキスパート・コメン

ト委員会からの報告を記載した。第 8 号では、若手研究者育成委員会から 2023 年度アジアカップ国際法模擬裁判大会の報告と 2024 年度同大会の裁判官募集案内を掲載した。ここ数年来の課題である会員名簿の作成、配布については、その必要性を含め、どのような方法が適切かを個人情報管理の問題なども含め、検討を継続した。

(3) 管理運営に関する状況

1) 登記、規程、契約及び報告事項

法人事務については、2019 年 4 月 1 日より一般社団法人学会支援機構（東京都文京区大塚五丁目 3 番 13 号小石川アーバン 4 階）を委託先としており、2023 年度の事務についても引き続き委託を行った。

定款変更の法務局登記、内閣府への公益目的支出計画実施報告の作成をはじめ、国際法学会執行部の力だけでは対応しきれないさまざまな法的、会計的事務事項があることから、一般財団法人国際法学会の安定的な運営を行っていくために、適宜弁護士、司法書士、公認会計士等の専門家に相談し、適切に対処している。法律事務での助言を受けるために、2013 年度以降、多湖・岩田・田村法律事務所と法律事項の助言に関する契約を継続している。また、通常の会計業務に関しては学会支援機構に委託し、決算関連業務に関してははいずみ会計事務所と契約書を締結している。登記手続きについては、落合幸造司法書士事務所に依頼している。

2022 年度公益目的支出計画実施報告は、上記弁護士事務所および会計事務所の助言、作成業務を得て 2023 年 6 月 19 日に提出した。

国際法外交雑誌第 122 巻の学会誌の印刷、出版および編集作業に関する契約書は、随意契約となったことを受けて、2023 年 4 月 3 日に、植木代表理事と富山房インターナショナルとの間で締結された。

2) 組織整備

定款第 52 条及び「委員会に関する規程」に基づいて一般財団法人国際法学会には 12 の委員会が設置され、7 つの部に所属させている。現在の理事及び各種委員会の委員の任期は、定款及び「委員会に関する規程」に基づいて、2024 年 6 月の評議員会（定時）が開催されるまでとなる。

7 つの部は、総務、会計、研究企画、研究振興、雑誌編集、国際交流、社会連携であり、その下に各委員会が置かれる。部と委員会の構成は下記「国際法学会概要」（3）のとおり（○印は幹事）。

3) 理事会および評議員会

1. 理事会

当該事業年度は理事会を次のとおり 4 回開催した。

- ・第1回理事会（通常・通算第61回） 2023年5月21日（日）開催
- ・第2回理事会（臨時・通算第62回） 2023年7月16日（日）開催
- ・第3回理事会（通常・通算第63回） 2023年9月4日（月）開催
- ・第4回理事会（臨時・通算第64回） 2024年2月12日（月・振替休日）開催

2. 評議員会

当該事業年度は評議員会を次のとおり1回開催した。

- ・第1回評議員会（定時・通算第33回） 2023年6月18日（日）開催

II. 国際法学会概要

(1) 事務所

東京都文京区大塚五丁目3番13号 小石川アーバン4階

(2) 会員

期首(2023年4月1日)		入会	退会等	期末会員数
一般会員	768名	7名	-34名*1	743名*2
				*1 22年度末退会4名、23年度末退会9名、逝去者2名、除名19名
				*2 2023年度会員種別変更による増減+2名を含む。
学生会員	46名	9名	-1名*3	48名*4
				*3 除名1名
				*4 2023年度会員種別変更による増減-6名を含む。
特別会員	4名	2名	-1名	4名*5
				*5 2023年度会員種別変更による増減-1名を含む。
維持会員	2件	1名		3件
名誉会員	40名		-3名*6	42名*7
				*6 逝去者3名
				*7 2023年度会員種別変更による増減+5名を含む。
終身会員	1名			1名
合計	861名			841名

(3) 役員等の状況

1) 理事(常勤)

地位	氏名	重要な兼務の状況
代表理事	植木 俊哉	東北大学教授
理事	青木 節子	慶応義塾大学教授
理事	阿部 達也	青山学院大学教授
理事	新井 京	同志社大学教授
理事	石田 淳	東京大学教授
理事	大平 真嗣	外務省国際法局国際法課長
理事	小畑 郁	名古屋大学教授
理事	玉田 大	京都大学教授
理事	西村 弓	東京大学教授
理事	都留 康子	上智大学教授
理事	寺谷 広司	東京大学教授

理事	西谷 祐子	京都大学教授
理事	濱本 正太郎	京都大学教授
理事	萬歳 寛之	早稲田大学教授
理事	水島 朋則	名古屋大学教授
理事	森 肇志	東京大学教授
理事	森田 章夫	法政大学教授
理事	山田 哲也	南山大学教授
理事	横溝 大	名古屋大学教授

2) 監事 (常勤)

地位	氏名	重要な兼務の状況
監事	佐野 寛	岡山大学名誉教授
監事	真山 全	大阪学院大学教授

3) 評議員 (常勤)

地位	氏名	重要な兼務の状況
評議員	青木 清	南山大学教授
評議員	大島 美穂	津田塾大学教授
評議員	織田 有基子	日本大学教授
評議員	柏木 昇	東京大学名誉教授
評議員	川村 明	弁護士 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所)
評議員	桐山 孝信	大阪公立大学教授
評議員	古城 佳子	青山学院大学教授
評議員	酒井 哲哉	東京大学教授
評議員	佐藤 哲夫	広島市立大学教授
評議員	須網 隆夫	早稲田大学教授
評議員	道垣内 正人	早稲田大学教授
評議員	中川 淳司	中央学院大学教授
評議員	中谷 和弘	東京大学教授
評議員	御巫 智洋	外務省国際法局長
評議員	宮野 洋一	中央大学教授

(3) 運営組織

1. 総務部 総務担当業務執行理事・事務局長・幹事若干名

1) 事務局 【庶務】

事務局長 新井京

- 事務局員 ○岡田陽平、○佐俣紀仁、田中佐代子、二杉健斗
- 2) ホームページ委員会 【学会 HP の維持管理】
- 委員長 西谷祐子
- 委員 岩本学、加々美康彦、○小寺智史、坂田雅夫
- 3) 会員委員会 【ニューズレターの発行、会員名簿の作成など】
- 委員長 都留康子
- 委員 北坂尚洋、黒神直純、杉木志帆、○濱田太郎
2. 会計部 会計担当業務執行理事・幹事
- 会計部長 西村弓
- 委員 ○若狭彰室
3. 研究企画部 【研究大会の企画と実施】
- 1) 研究企画委員会 【研究大会のプログラムの計画実施】
- 委員長 濱本正太郎
- 委員 国際法 石井由梨佳、岩月直樹、○越智萌、申惠丰、瀬田真、高田陽奈子、西平等、藤澤巖
- 国際私法 加藤紫帆、○長田真里、村上愛
- 国際政治・外交史 ○齋藤嘉臣、宮脇昇
- 外務省 大平真嗣（国際法課長）
- 2) 研究大会運営委員会 【コンベンション方式の研究大会の立案・実施】
- 委員長 萬歳寛之
- 委員 石川義道、掛江朋子、権南希、○坂巻静佳、萩原一樹、○松井章浩
4. 研究振興部 【研究教育上のサービス提供】
- 1) 研究振興委員会 【国際法資料集の改訂作業を含む】
- 委員長 青木節子
- 委員 国際法 川岸伸、○黒崎将広、立松美也子、西谷斉、南諭子
- 国際私法 北澤安紀
- 国際政治・外交史 廣瀬陽子
- 2) 判例研究委員会 【内外の判例を研究し国際法外交雑誌に発表する】
- 委員長 玉田大
- 委員 国際判例部 北村朋史、竹内真理、中島啓、西村弓、西本健太郎、許淑娟
- 国内判例部 竹内徹、○徳川信治、水島朋則
- 3) 若手研究者育成委員会 【模擬裁判アジアカップ、ジェサップ裁判等への対応】
- 委員長 水島朋則

委員 張博一、中島啓、○根岸陽太、樋口恵佳、平野実晴、松田浩道、山下朋子

5. 雑誌編集部 【国際法外交雑誌の編集・刊行】

雑誌編集委員会

委員長 森肇志

委員 国際法 安藤貴世、○伊藤一頼、加藤陽、北村朋史、洪恵子、小島千枝、
武井良修、竹内真理、○西村智朗、前田直子

国際私法 神前禎、○竹下啓介、中村知里、増田史子

国際政治・外交史 草野大希、○下谷内奈緒、三浦聡

外務省 菅原清行(条約課長) (～2023年9月3日)

馬場隆治(条約課長) (2023年9月4日～)

6. 国際交流部 【国際交流】

国際交流委員会

委員長 寺谷広司

委員 国際法 小栗寛史、竹村仁美、中井愛子、○福永有夏、許淑娟

国際私法 種村佑介、羽賀由利子

国際政治・外交史 澤田眞治、高橋力也

7. 社会連携部 【ステークホルダーとの連携】

1) アウトリーチ委員会 【日本弁護士連合会・国際法曹協会などとの連携】

委員長 森田章夫

委員 猪瀬貴道、岡松暁子、木村ひとみ、早川吉尚、○吉田脩

2) エキスパート・コメント委員会 【カレントな問題について専門家としての意見を公表】

委員長 阿部達也

委員 国際法 ○阿部克則、阿部紀恵、田村恵理子、鶴田順、廣見正行、丸山政己
国際私法 申美穂、多田望

外務省 秋山卓也(国際法課首席事務官) (～2023年9月3日)

木花和仁(国際法課首席事務官) (2023年9月4日～)

3) 国際関係法教育委員会 【小田滋賞他国際関係法の教育】

委員長 山田哲也

委員 国際法 郭舜、○深町朋子、山田卓平

国際私法 高杉直、森下哲朗

国際政治・外交史 杉木明子、西谷真規子

以上